

THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

日本商品先物取引協会 **会報**

2014.11 **VOL.11**



# 目次 (2014.11 VOL.11)

I あっせん・調停委員手記「あっせん・調停委員として思うこと(雑感)」 (関西地区) あっせん・調停委員 法常 格弁護士……………	1
II 平成26年度上半期(4月~9月)の相談状況 及び苦情・紛争処理状況について……………	3
III 「外務員用シラバス(手引書)」の作成について……………	8
IV 「日商協ゼミナール」の紹介について……………	15
V 統計資料等	
1 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者の状況……………	17
2 店頭商品CFD取引の状況……………	18
3 平成26年度相談センター苦情・相談等受付状況(10月分)……………	20
4 登録外務員数の推移……………	22
5 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧……………	23
6 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧……………	23
7 国内商品市場取引に関する統計・資料等について……………	24

# I. あっせん・調停委員 手記

## あっせん・調停委員として思うこと（雑感）

日本商品先物取引協会（関西地区） あっせん・調停委員

弁 護 士 <sup>のりつね</sup> 法 常 <sup>きとる</sup> 格

日商協のあっせん・調停委員となつてから、早10年以上が経過した。この間の商品先物取引業界の変貌は予想を超えたものになった。

私があっせん・調停委員に就任して実際に手続に参加した際の感想の一つは、紛争の自主的解決方法としての機能が優れていることであつた。あっせん又は調停という手続的な制約はあるものの、何よりも手続が極めて迅速であり、殆ど一回の手続で解決に至ることが多かつたためである。それまで、裁判官として多くの民事事件を担当していた者としては、考えられないほど迅速な解決であつた。紛争を抱える当事者にとって迅速な解決は、何よりも望ましいことである。裁判手続では、解決までに長期間を要する事件も多く、その間に当事者は精神的に疲れてしまうことが多い。人によっては、長期間の裁判に辟易し、「事件のことはどうでもよくなった」と述べる当事者もいるほどである。それに比し、日商協のあっせん・調停手続は、極めて早期の解決が可能であることが、優れた点である。



もう一つの感想は、事案の内容であつた。無断取引などという取引があることに唖然とした。外務員が客に無断で取引を行い、これを客の取引として手数料を請求することなど他の取引では考えられないことである。その他、数々の違法・不法な取引形態があり、紛争の争点となつていくことにも驚いた。「このようなことが続くと、商品先物取引業界の存続そのものが危ぶまれますよ」と相手方の会社の担当者に述べたことも何度かあつた。しかし、その後も不祥事が収まらなかつたため、会社の廃業や外務員の減少が現実のものとなるとともに、厳しい法改正も行われた。この事態は、あっせん・調停手続に携わつてきた多くの委員が予想したことであつたが、これほど急激な変化が起きるとは思わなかつた。商品先物取引を巡る紛争が激減したことは大いに喜ばしいが、その要因が厳しい法改正や取引量の減少にあることを考えると、素直に喜べない。

商品先物取引制度が極めて重要なものであることについては、誰も疑わないだろう。ただ、これを投機的手段として利用するとなれば、多くの問題が生じることとなる。客の思惑、外務員の思惑、自然現象や政治動向等の外的要因が複雑に絡み合い、取引が行われる。損失の発生を契機として客と外務員の属する会社との間に紛争が発生することとなり、あっせん・調停等の手続へと移行する。ただ、これまで多くの事案を扱った経験によれば、客と外務員との間の意思疎通が



順調に行われ、ある程度の信頼関係が築かれておれば、仮に客が損失を被ったとしても、不満の矛先を会社・外務員に向けることはないように思う。客も利益を得ることを目的として取引を行うが、損失が発生することもある程度覚悟はしているものである。会社・外務員らによる勧めは行われても最終的には客自身の判断による取引であることを常に自覚させるような取引を行わせれば、客と会社・外務員との間に紛争が生じる可能性は極めて低くなると思われる。

商品先物取引を投機的手段として利用することに対し、生活物資の価格高騰の一因と主張し、これを非難する論調もあるが、これを禁止する理由にはならないし、今後も活発な取引が行われることは明らかである。日本においてこれを利用する個人の割合は、全体の約4割といわれている。厳しい法規制の下で以前のような活発な個人取引が行われるようにするには、会社・外務員の一層の努力が必要になる。資産運用の一手段としての商品先物取引の面白さを個人に経験させることや客の資産の多寡にかかわらず、取引の初期において急激な損失を招くような取引を行わせないよう努力すれば、個人の取引も増えそうな気もするが、どうだろうか。



## Ⅱ. 平成26年度上半期（4月～9月）の相談状況及び苦情・紛争処理状況について

### はじめに

本会は、平成11年4月1日に社団法人から商品取引所法（現「商品先物取引法」）の特別法人に改組して、自主規制に特化した団体となりました。これに伴って、相談センターは従前からの相談、苦情処理の業務に加えて、新たに紛争仲介（あっせん・調停）業務を開始し、商品デリバティブ取引に関するお客様からのご相談に応じるとともに、苦情及び紛争の解決に努めています。

ここでは、平成26年4月から9月までの6カ月間（上半期）に相談センターで取り扱った「相談（問い合わせ）」、「苦情」、「紛争仲介」の受付状況等を集計し、前年度との比較・分析を行いました。

### 1. 相談（問い合わせ）の受付状況等

#### ○ 相談の受付件数

	平成26年度上半期 (4月～9月)	前年度下半期 (10月～3月)	前年度上半期 (4月～9月)
現会員等に関するもの	110件	162件	198件
《内訳》国内商品	(88件)	(120件)	(143件)
外国商品	(5件)	(12件)	(20件)
店頭商品	(17件)	(30件)	(35件)
元会員等に関するもの	25件	24件	28件
その他	60件	70件	88件
合 計	195件	256件	314件

注1. 「現会員等に関するもの」は、集計時点の会員及び会員と提携する商品先物取引仲介業者（以下「会員等」という。）で社名が判明した件数である。

注2. 「元会員等に関するもの」は商品先物取引業務廃止等ですでに会員等でない社で社名が判明した件数である。

#### ○ 相談の内容別件数<sup>全体</sup>

	平成26年度 上半期 (4月～9月)	前年度 下半期 (10月～3月)	前年度 上半期 (4月～9月)
損を取り戻せるか否かに関するもの	21件	31件	53件
勧誘に関するもの	16件	24件	15件
外国為替証拠金取引に関するもの	14件	22件	11件
日商協の対応（苦情処理・紛争仲介の手続き等）に関するもの	11件	9件	14件
契約（約諾書等）に関するもの	7件	9件	5件
売買に関するもの	7件	11件	10件
商品先物取引の仕組み・制度に関するもの	7件	8件	12件
インターネット取引に関するもの	5件	11件	15件
取引証拠金に関するもの	5件	—	—
[参考]無許可・無登録に関するもの	2件	3件	10件
その他（上記以外）	100件	128件	169件
合 計	195件	256件	314件

【参 考】相談の内容別件数 **現会員等に関するもの**

	平成 26 年度 上半期 (4月～9月)	前年度 下半期 (10月～3月)
損を取り戻せるか否かに関するもの	17件	29件
勧誘に関するもの	15件	17件
外国為替証拠金取引に関するもの	11件	18件
日商協の対応（苦情処理・紛争仲介の手続き等）に関するもの	8件	4件
インターネット取引に関するもの	5件	9件
売買に関するもの	4件	10件
契約（約諾書等）に関するもの	4件	9件
取引証拠金に関するもの	4件	—
会員の信用度等に関するもの	2件	4件
手仕舞に関するもの	2件	4件
商品先物取引の仕組み・制度に関するもの	2件	4件
その他（上記以外）	36件	54件
合 計	110件	162件

《解 説》

**相談の受付件数**

- ・ 平成 26 年度上半期の相談件数は 195 件で、前年度下半期の 256 件と比べ約 2 割、前年度上半期の 314 件と比べ約 4 割減少したが、その主な要因は現会員等に関するものが 52 件減少したことである。そのうち国内商品市場取引については、上半期の出来高が低調であったこと、上場商品のうち約 4 割を占める金の価格が比較的狭いレンジで推移したことなどが考えられる。
- ・ 相談件数全体に占める「現会員等に関するもの」の比率は 56.4%で、前年度下半期の 63.3%と比べ若干低下した。

**相談全体の内容別件数**

- ・ 相談の段階では苦情申出に至らなかったものの、その内容が将来的に苦情に発展しかねない項目に含まれる「損を取り戻せるか否かに関するもの」及び「勧誘に関するもの」について、その件数を前年度下半期と比べると、前者は 31 件から 21 件に、後者は 24 件から 16 件にそれぞれ減少し、合計件数の全体に占める比率も 21.5%から 19.0%に低下した。
- ・ その一方で「日商協の対応（苦情処理・紛争仲介の手続き等）に関するもの」は、前年度下半期の 9 件から 11 件と件数及び比率とも増加した。
- ・ なお、「無許可・無登録業者に関するもの」は 2 件（前年度下半期：3 件）であった。

**現会員等に関する相談の内容別件数**

- ・ 現会員等に関する相談内容別に件数をみると、「損を取り戻せるか否かに関するもの」が 17 件と最も多く、次いで「勧誘に関するもの」が 15 件、「外国為替証拠金取引に関するもの」が 11 件であった。

## 2. 苦情等の受付状況

### ○苦情等（苦情＋紛争仲介直接申出）の受付件数

	平成 26 年度上半期	前年度下半期	前年度上半期
苦情	14 件	6 件	22 件
紛争仲介直接申出	2 件	7 件	8 件
合 計	16 件	13 件	30 件

#### 《解 説》

- 平成 26 年度上半期の苦情件数は 14 件と、前年度下半期の 6 件と比べ 8 件増加した一方、前年度上半期の 22 件と比べると 8 件の減少であった。集計期間により苦情件数にばらつきがあるが、月平均では平成 26 年度上半期が 2.3 件、前年度下半期が 1.0 件、前年度上半期が 3.7 件であった。
- 平成 26 年度上半期の紛争仲介直接申出件数は 2 件と、前年度下半期の 7 件、前年度上半期の 8 件と比べ大幅に減少した。これにより、苦情に紛争仲介直接申出を加えた苦情等件数は 16 件となり、前年度上半期の 30 件の 53.3% の水準であった。
- 苦情等件数の 16 件について、商品デリバティブ取引別で見ると、すべて国内商品市場取引に関するもの（うち 1 件は店頭デリバティブ取引に関するものも含む）であった。なお、本会の会員と提携する商品先物取引仲介業者に係るもの 4 件であった。

### ○申出事由類型別

	平成 26 年度上半期	前年度下半期	前年度上半期
不当勧誘類型	12 件	11 件	16 件
一任売買類型	1 件	0 件	1 件
無断売買類型	2 件	0 件	3 件
仕切回避類型	1 件	1 件	6 件
その他（上記以外）	0 件	1 件	4 件
合 計	16 件	13 件	30 件

#### 《解 説》

- 平成 26 年度上半期の申出事由類型は、商品取引契約の締結に係る勧誘と個々の取引に係る勧誘の双方を含む「不当勧誘類型」が前年度下半期の 11 件から 12 件に増加したが、全体の件数も 13 件から 16 件に増加したため、比率は 84.6% から 75.0% に低下した。
- 不当勧誘類型の具体的内容別では、「執拗な勧誘」が 5 件と最も多く、次いで「断定的判断の提供」が 3 件とであった。

### ○不当勧誘類型に占める未取引の割合

	平成 26 年度上半期	前年度下半期	前年度上半期
苦情等件数	16 件	13 件	30 件
うち不当勧誘類型	12 件	11 件	16 件
うち未取引	2 件	2 件	3 件

### 《解説》

- 平成 26 年度上半期における不当勧誘類型の中で取引開始に至っていない未取引の事案は 2 件であった。これを不当勧誘類型に占める割合でみると、前年度下半期と前年度上半期が 18% 台であるのに対し、平成 26 年度上半期は 16.7% に減少した。
- なお、上記未取引の苦情申出の対象となった会員に対しては、「商品先物取引業務に関する規則第 19 条に基づく措置について」（平成 26 年 2 月 26 日改正）に基づき、当該苦情に関与した外務員の行う商品取引契約の締結に係る勧誘行為を 5 営業日の間自粛を求めることとし、併せて「コンプライアンス体制確立プログラム」（平成 24 年 9 月 26 日理事会決定）に基づき、申出の対象となった会員に対してヒアリングを実施し、効果的な改善を促す等の機動性を重視した指導を行っている。

### 3. 紛争仲介の受付状況等

#### ○紛争仲介受付件数

	平成 26 年度上半期	前年度下半期	前年度上半期
件数	9 件	12 件	13 件

### 《解説》

- 平成 26 年度上半期における紛争仲介受付件数は 9 件で、前年度下半期の 12 件、前年度下半期の 13 件の約 7 割の水準であった。
- 商品デリバティブ取引別でみると、すべて国内商品市場取引に関するものであり、本会の会員と提携する商品先物取引仲介業者に係るものが 4 件であった。

#### ○申出事由類型別

	平成 26 年度上半期	前年度下半期	前年度上半期
不当勧誘類型	7 件	9 件	10 件
一任売買類型	0 件	0 件	0 件
無断売買類型	1 件	1 件	1 件
仕切回避類型	1 件	2 件	1 件
その他（上記以外）	0 件	0 件	1 件
合計	9 件	12 件	13 件

### 《解説》

- 平成 26 年度上半期の申出事由類型は、「不当勧誘類型」が 7 件と 77.8% を占め、同年度上半期（76.9%）とほぼ同水準であった。
- 不当勧誘類型の具体的内容別では、「執拗な勧誘」と「両建」がともに 2 件と多かった。



## ○紛争の処理状況

平成 26 年度上半期（平成 26 年 4 月 1 日～26 年 9 月 30 日）

あっせん又は 調停の別	処 理 結 果			
	解 決	取下げ	打切り	処理中
あっせん	5件	2件	3件	9件
調 停	0件	0件	0件	

注. 本会の紛争仲介は、その手続き内容により、「あっせん」又は「調停」のいずれかに集計される。

### 《解 説》

平成 26 年度上半期において紛争の処理が終了した 10 件のうち 5 件が解決し、解決率は 62.5%（前年度下半期 50.0%）であった。

なお、解決率は{解決件数÷（処理件数－取下げ件数）×100}で計算している。

### 【参 考】平成 25 年度下半期（平成 25 年 10 月 1 日～26 年 3 月 31 日）

あっせん又は 調停の別	処 理 結 果			
	解 決	取下げ	打切り	処理中
あっせん	4件	0件	5件	10件
調 停	1件	0件	0件	

以 上

苦情処理及び紛争仲介手続きの詳細は、協会HPをご覧ください。

[https://www.nisshokyo.or.jp/investor/s\\_center.html](https://www.nisshokyo.or.jp/investor/s_center.html)

また、ご相談については、下記の方法にてお問い合わせください。

#### 日本商品先物取引協会 相談センター受付窓口

電話の場合 03-3664-6243

WEB の場合 <https://www.nisshokyo.or.jp/investor/soudan/form>

郵送の場合 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 9-4

- ・電話による受付時間：月～金曜日（祝日を除く）9:00～17:00
- ・直接協会へご来訪の場合には事前にお知らせください。

### Ⅲ. 「外務員用シラバス（手引書）」の作成について

今般、会報 VOL. 10 でご案内した「外務員登録資格試験における外務員に求めるべき知識を明確にした手引書（シラバス）」を作成いたしました。

このシラバスは、外務員に求められる知識水準の向上を図ることを目的にしたものであり、隣接業界で既に当該業界における外務員資格を有する方が、本会の外務員登録資格試験を受験するに際して自学自習できる効果もあります。

シラバスの構成は、外務員登録資格試験の科目別に、テキストの項目とそこで求められる知識の内容を明らかにしています。その概要は以下のとおりです。

#### 外務員用シラバス（手引書）

##### I 商品先物市場論

項 目	外務員に求めている知識
先物市場とリスク管理	先物市場について理解しているか。
	先物市場と投機の関係について理解しているか。
	先物市場の機能について理解しているか。
	リスクの分類と先物市場の関係について理解しているか。
先物取引の仕組み	先物取引について説明できるか。
	現物市場について説明できるか。
	先渡取引について理解しているか。
	先物取引の制度について理解しているか。
	取引所と完全競争の関係について理解しているか。
	先物市場の成立条件について理解しているか。
	先物取引の対象商品について説明できるか。
	取引所における商品の上場について理解しているか。
	実際の先物取引の事例について説明できるか。
取引所における価格決定の仕組み	取引所における取引の特徴について理解しているか。
	市場取引システムの分類について理解しているか。
	注文の種類について説明できるか。
	板寄せ仕法について理解しているか。
	板合せ仕法について理解しているか。
	ザラバ仕法について説明できるか。
	マーケット・マイクロストラクチャーについて理解しているか。
先物価格理論	先物価格について理解しているか。

項 目	外務員に求めている知識
ヘッジ取引	先物を利用した価格変動リスクのヘッジの基本について理解しているか、または説明できるか。
先物価格の相場予測	先物市場の相場予測について理解しているか、または説明できるか。
オプション取引の仕組み	オプションについて理解しているか。
	オプションの基礎知識について理解しているか、または説明できるか。
展望と歴史	先物市場の歴史について理解しているか。

## II 商品先物取引法令・諸規程

項 目	外務員に求めている知識
商品先物取引の経済的意義	商品先物取引法上の商品先物取引の意義について理解しているか。
	商品先物取引の経済的機能とその特徴について理解しているか。
	商品取引所の存在意義について理解しているか。
商品先物取引法(総論)	商品先物取引法の沿革等について理解しているか。
	商品先物取引法の目的について理解しているか。
	商品先物取引法の定義について説明できるか。
	商品市場類似施設の開設・取引の禁止について理解しているか。
商品取引所(総論)	商品取引所について理解しているか。
	商品取引所の業務の範囲について理解しているか。
	会員商品取引所の非営利性について理解しているか。
	商品取引所の名称の独占について理解しているか。
	主務大臣の許認可について説明できるか。
	市場開設の制限等について理解しているか。
	自主規制機関としての商品取引所について理解しているか。
株式会社商品取引所	株式会社商品取引所の法源について理解しているか。
	株式会社商品取引所の設立について理解しているか。
	株式会社商品取引所になるときの許可について理解しているか。
	株式会社商品取引所の機関の設置について理解しているか。
	株式会社商品取引所の株主について理解しているか。
	株式会社商品取引所の取引参加者について理解しているか。
	株式会社商品取引所の基礎的変更・解散について説明できるか。
	商品取引所持株会社について理解しているか。

項 目	外務員に求めている知識
会員商品取引所	会員商品取引所について理解しているか。
	会員商品取引所の設立について理解しているか。
	会員商品取引所における会員・会員総会について理解しているか。
	会員商品取引所の基礎的変更・解散について理解しているか。
商品市場における取引	商品取引所と商品市場・外国商品市場取引について理解しているか。
	商品市場における取引資格の制限等について理解しているか。
商品先物取引の仕組みと 業務規程	商品先物取引の仕組みについて説明できるか。
	商品取引所における業務規程について説明できるか。
	商品取引所における取引証拠金について説明できるか。
	商品取引所における委託証拠金と取次証拠金について理解しているか。
	商品取引所における相場表の公表等について理解しているか。
	商品市場における取引の公正確保について説明できるか。
	商品取引所における市場管理について理解しているか、または説明できるか。
	商品市場における取引の禁止行為について理解しているか。
	商品市場における会員等の取引の制限について理解しているか。
取引所類似施設における 取引	商品市場類似施設の開設禁止について理解しているか。
	第一種特定商品市場類似施設における取引について理解しているか。
	第二種特定商品市場類似施設における取引について理解しているか。
	店頭商品デリバティブ取引について理解しているか、または説明できるか。 外国商品市場取引について理解しているか、または説明できるか。
取引の決済	商品先物取引における決済の意義について理解しているか。
	商品取引清算機関について説明できるか。
	取引証拠金制度について説明できるか。
	未決済約定のクリアリングについて理解しているか。
	取引の決済の態様について説明できるか。
	特殊な取引の結了について理解しているか。
	違約の発生とその処理について理解しているか。
商品先物取引業者	商品先物取引業者の意義について理解しているか。
	商品先物取引業者の許可等について説明できるか。
	商品先物取引業者の業務について理解しているか、または説明できるか。
	商品先物取引業者の財産規制について説明できるか。
	商品先物取引業者の合併・分割・事業譲渡について理解しているか。
	商品先物取引業者の監督について説明できるか。
商品先物取引仲介業者	商品先物取引仲介業者の意義について理解しているか。

項 目	外務員に求めている知識
商品取引契約	商品取引契約の意義について理解しているか。
	商品先物取引業者が行う商品取引契約の締結等について説明できるか。
登録外務員	外務員の存在意義について理解しているか、または説明できるか。
受委託の公正確保	委託者保護の概念について説明できるか。
	禁止行為について説明できるか。
	商品投資顧問契約に係る業務における禁止行為について理解しているか。
	不当勧誘等・説明義務違反と損害賠償責任について説明できるか。
	特定委託者・特定当業者について理解しているか。
委託者財産の保全	委託者財産保全の必要性について理解しているか。
	委託者保護基金制度について理解しているか。
公的監督と自主規制	規制の主体について理解しているか。
	主務大臣による監督について理解しているか。
	商品取引所による自主規制について理解しているか。
	商品先物取引協会による自主規制について理解しているか、または説明できるか。
	裁判所など公的機関による規制について理解しているか。
紛争の処理	商品先物取引における紛争について理解しているか、または説明できるか。
	商品取引責任準備金について理解しているか。

### III 商品先物取引業務の基礎知識

項 目	外務員に求めている知識
商品デリバティブ取引	商品デリバティブ取引の特性について理解しているか。
	商品先物取引業者の仕事と使命について理解しているか。
	外務員の仕事と使命について説明できるか。
	外務員が陥りがちな行動について理解しているか。
	違法行為と社会的責任について理解しているか、または説明できるか。
商品デリバティブ取引に関する主な法律・政省令・規則	商品先物取引法について説明できるか。
	商品先物取引業者等の監督の基本的な指針について理解しているか。
	消費者契約法について理解しているか。
	個人情報の保護に関する法律について理解しているか。
	犯罪による収益の移転防止に関する法律について理解しているか。
適切な業務(法令遵守)	反社会的勢力排除に関する法令について理解しているか。
	コンプライアンス(法令遵守)の意義について理解しているか。
	勧誘における規制について説明できるか。



項 目	外務員に求めている知識
	取引中の行為規制について説明できるか。
	顧客注文の受託、受渡・保管等の管理について説明できるか。
	仕切り段階における規制について説明できるか。
	広告における規制について説明できるか。
	顧客に関する情報管理体制について理解しているか。
	顧客の取引時確認、疑わしい取引の届出義務について理解しているか。
	反社会的勢力との取引の禁止について理解しているか。
法令違反	行政処分について理解しているか。
	刑事罰について理解しているか。
	損害賠償について理解しているか。
	委託契約の無効・取消について理解しているか。
求められる倫理観と行動規範	不祥事について理解しているか。
	三方よしの精神について理解しているか。
	コンプライアンスの効用について理解しているか。
外務員に求められる倫理観	個人の倫理観の特徴について理解しているか。
	組織の倫理観の特徴について理解しているか。
	個人の倫理観と組織の倫理観の相克について理解しているか。
経営理念・行動規範の遵守と顧客の信頼感	倫理と「商人道」について理解しているか。
	組織に属する者として、経営理念について理解しているか。
	経営理念が顧客の信頼を高めた事例について理解しているか。
	CSR(企業の社会的責任)としての経営倫理について理解しているか。
	PDCA サイクルから見た行動規範遵守のための要点について理解しているか。
	日頃の注意点と不祥事発見の際の行動について理解しているか。
顧客の信頼消失と会社と個人の関係	組織に属する者として、不祥事の衝撃について理解しているか。
	信頼回復には倍増の努力を要することについて理解しているか。
外務員に求められる倫理的行動	外務員に寄せられた期待と苦情について理解しているか。
	消費者の権利について理解しているか。
	「真ごころ」と「思いやり」について理解しているか。
	職場での倫理観の醸成について理解しているか。
	自己の倫理観と経営理念・行動規範に照らし合わせることの重要性について理解しているか。
投資と顧客心理	商品デリバティブ取引について理解しているか。
	商品デリバティブ取引の魅力と落とし穴について理解しているか。
	取引に対する誤解を正しい認識に変えることについて理解しているか。

項 目	外務員に求めている知識
行動ファイナンスからみる 顧客の意思決定	行動ファイナンスの特徴について理解しているか。
	行動ファイナンス理論の活用について理解しているか。
顧客ニーズに応える	顧客の属性について理解しているか。
	商品内容を理解しているか。
顧客の良きアドバイザー	顧客からの信頼について理解しているか。
	顧客のライフプランについて理解しているか。

消費者トラブルと苦情処理 体制	商品デリバティブ取引に関する消費者トラブルの特徴について理解しているか。
	商品デリバティブ取引のトラブルの問題点について説明できるか。
勧誘時の注意点	顧客から疑われやすい言動について説明できるか。
取引時の注意点	顧客から疑われやすい言動について説明できるか。
トラブルが発生したときの 対応	トラブルの特徴について理解しているか。
	トラブル発生の際の留意点(二次クレームとならないように)について理解しているか。
	監督省庁への報告方法等について説明できるか。
	消費者苦情窓口との連携について理解しているか。
消費者問題は社会問題	再発防止策の構築について理解しているか。
	商品デリバティブ取引のトラブルについて理解しているか。
	消費者団体への対応について理解しているか。
	トラブルのない商品先物市場にするために外務員ができることについて理解しているか。

違法行為とその防止策 (ケーススタディとQ&A)	適合性の原則について説明できるか。
	説明義務について説明できるか。
	断定的判断の提供について説明できるか。
	再勧誘、迷惑勧誘、勧誘受諾意思の確認について説明できるか。
	不招請勧誘について説明できるか。
	損失補てん等の禁止について説明できるか。
	一任売買の禁止について説明できるか。
	無断売買の禁止について説明できるか。
	両建ての勧誘等の禁止について説明できるか。
	仕切り拒否について説明できるか。
	過当売買、無意味な反復売買について説明できるか。
	新規委託者保護義務違反について説明できるか。

#### IV 商品の基礎知識

項 目	外務員に求めている知識
商品概要	各商品の特性について理解しているか。
	各商品の価格変動要因について理解しているか。
	各商品の需給について理解しているか。
	各商品の在庫について理解しているか。
	世界の各商品市場について理解しているか。
	各商品の取引要綱について理解しているか。
	各商品の情報ソースについて理解しているか。
計算(損益等の算出)	商品取引所の概要について理解しているか。
	商品取引所が取り扱う商品について理解しているか、または説明できるか。
	損益計算の具体例について説明できるか。

## IV. 「日商協ゼミナール」の紹介について

従前より外務員の基本的な知識の習得に寄与するため、日商協ゼミナールを開催しており、平成25年度と平成26年度は（表）のとおり開催しております。

現在、一般投資家を始め、多くの方々に参加していただくため、積極的に周知活動を行っておりますので、「日商協ゼミナール」に関するお問合せ並びにお申込みにつきましては、以下までお願いいたします。

なお、次回開催は来年3月を予定しております。

### ○ お問合せ並びにお申込み

日商協管理グループ・研修登録担当／TEL：03-3664-4734

または

（株）市場経済研究所（日商協ゼミナール事務局）／TEL：03-3664-2161

### （表）平成25年度、平成26年度の日商協ゼミナール開催状況

#### 【平成25年度】

##### （第1期）

開催日	テーマ	講師
7月5日	「シェールオイル革命と商品市場の今後」	伊藤リサーチ・アンド・アドバイザリー 代表 伊東 敏憲
7月12日	「最新判例にみる金融商品トラブルの現状と対応策」	弁護士法人 畑中鐵丸法律事務所 弁護士 畑中 鐵丸
7月19日	「2013年下期の金・プラチナ市場動向をよむ」	豊島逸夫事務所 代表 豊島 逸夫
7月26日	「2013年下期の国際商品市場をよむ」	資源・食料問題研究所 所長 柴田 明夫

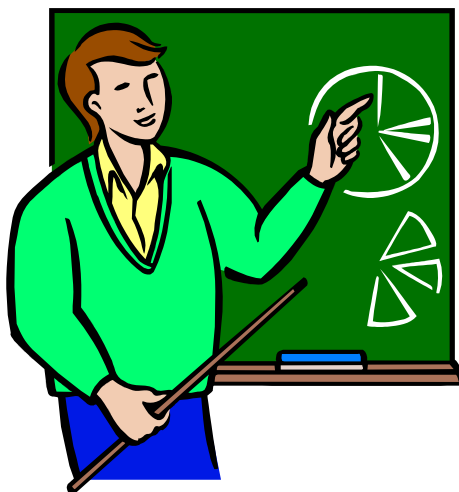
##### （第2期）

開催日	テーマ	講師
2月7日	「最新判例にみる金融商品トラブルの現状と対応策」	明治大学法科大学院長 教授 河内 隆史
2月14日	「2014年の金・プラチナ市場動向をよむ」	スタンダードバンク 東京支店長 池永 雄一
2月21日	「2014年の世界経済とマーケットをよむ」	BNPパリバ証券㈱ 投資調査本部長 中空 麻奈
2月27日	「石油中心にみる国際商品市況」	伊藤リサーチ・アンド・アドバイザリー 代表 伊東 敏憲

（注）上記講師の所属及び役職等は開催時点におけるものである。

【平成 26 年度】（第 1 期）

開催日	テーマ	講師
9月26日	「2015年春に向けての金市場動向をよむ」	豊島逸夫事務所 代表 豊島 逸夫
10月2日	「2015年春に向けての内外経済とマーケットは・・・」	BNPパリバ証券㈱ 投資調査本部長 中空 麻奈
10月10日	「最新判例にみる金融商品トラブルの実際と防止策」	升田純法律事務所 弁護士 畑中 鐵丸
10月16日	「2015年春に向けてのプラチナ市場をよむ」	スタンダードバンク 東京支店長 池永 雄一





# V. 統計資料

## 1. 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者（商先業者）の状況

年度	商先業者数		国内市場 売買枚数 (千枚)	国内市場 取組高 (千枚)	国内市場 商先業者 売買枚数 (千枚)	国内取引 を行う社 の外務員 (人)	手数料 収入 (百万円)	国内取引 苦情・ 紛争仲介 直接申出 (件)	
	全体	国内取 引社数							
H16 年度	—	96	269,357	2,051	240,745	14,611	292,154	406	
H17 年度	—	86	215,489	1,514	182,145	12,055	223,839	385	
H18 年度	—	79	170,133	1,080	141,951	9,678	153,760	279	
H19 年度	—	70	142,141	661	114,494	6,926	113,659	286	
H20 年度	—	49	92,623	415	63,641	4,801	62,128	195	
H21 年度	—	37	68,518	447	44,990	3,511	48,420	100	
H22 年度	53	33	63,570	393	44,654	2,784	44,236	55	
H23 年度	59	33	65,818	394	50,662	2,405	46,222	66	
H24 年度	56	32	56,227	391	47,185	2,314	43,174	48	
前年比			85.4%	99.3%	93.1%	96.2%	93.4%	72.7%	
H25 年度	51	32	48,377	265	43,571	2,308	34,370	40	
前年比			86.0%	67.7%	92.3%	99.7%	79.6%	83.3%	
H26 年度	4 月	51	32	3,150	289	2,830	2,258	2,353	3
	5 月	51	32	3,014	316	2,701	2,411	2,399	4
	6 月	51	32	3,386	321	3,023	2,403	2,752	1
	7 月	51	32	3,474	360	3,078	2,384	2,739	3
	8 月	51	32	3,008	378	2,734	2,376	2,307	0
	9 月	51	32	3,727	389	3,366	2,336	2,393	4
	10 月	50	31	4,954	352	集計中	2,315	集計中	3
H26 年度			24,712	—	17,732	—	14,943	18	
前年同月比			77.2%	112.6%	69.5%	99.7%	79.1%	62.1%	

(注) 商先業者数、国内市場取組高、国内取引を行う社の外務員数は年度末現在、これ以外は年度累計の値である。

(注) 商先業者は、商品先物取引法施行(H23.1.1)まで商品取引員とされ、国内市場取引のみが規制の対象であった。

(注) 商先業者数は、3月31日付けで廃業した会社を含まない。

(注) 平成23年1月以降の手数料収入には外国商品市場及び店頭商品の収入が含まれている可能性がある。

出典：商先業者数、商先業者国内市場売買枚数、外務員数、手数料収入及び苦情・紛争仲介直接申出は当協会調べ

国内市場売買枚数は日本商品清算機構「出来高速報」

国内市場取組高は平成19年度まで全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」等（各月央値）、20年度以降は各商品取引所（月末値）

## 2. 店頭商品CFD取引の状況

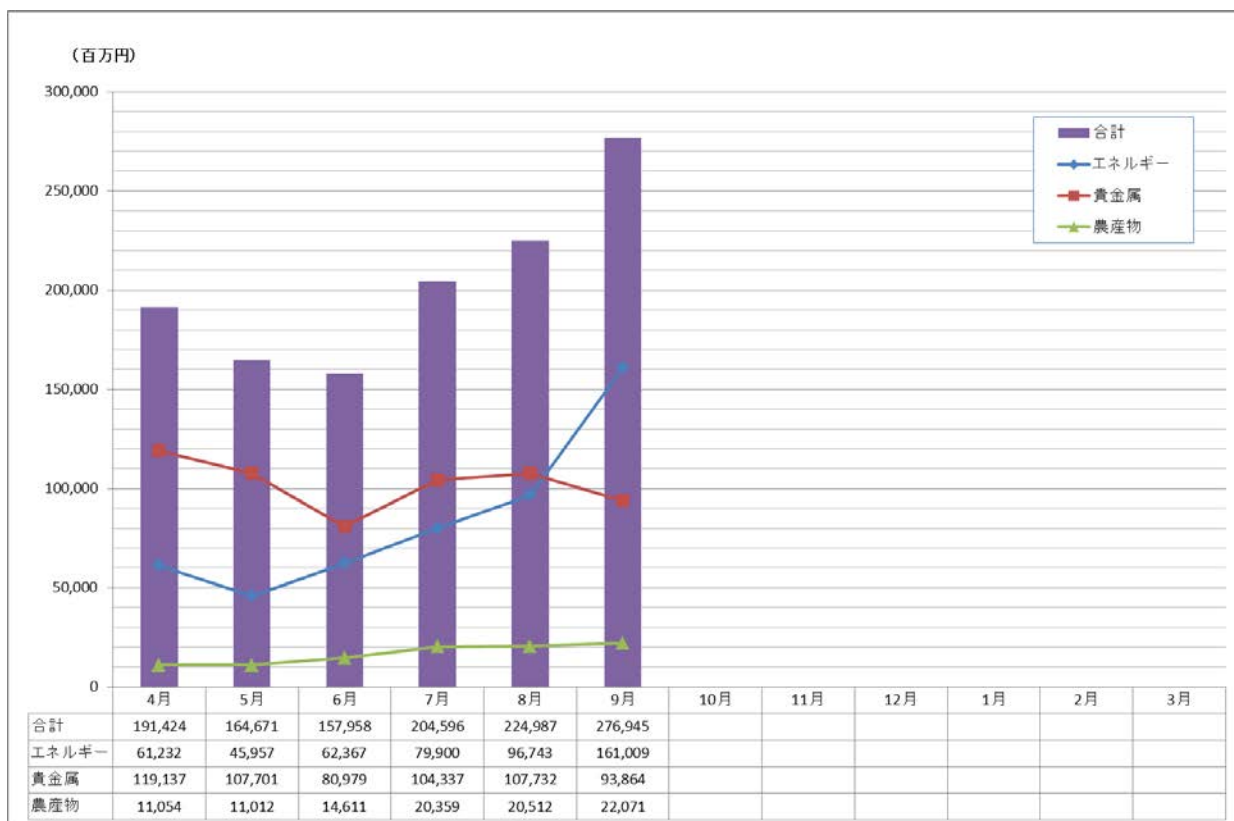
### (1) 2014（平成26）年度 月末証拠金等残高と口座数



### (2) 2014（平成26）年度 月間取引件数



### (3) 2014（平成26）年度 月間取引金額



### (4) 2014（平成26）年度 月末取引残高



### 3. 平成 26 年度 相談センター 苦情・相談等受付状況 (10 月分)

#### (1) 10 月の問い合わせ・苦情等受付状況に関するコメント

##### ① 問い合わせの状況

- ・ 問い合わせは 46 件（前年同月 40 件）であった。
- ・ その内訳は、現会員等に関するもの 25 件、元会員等に関するもの 5 件、その他 16 件であった。
- ・ 平成 26 年度 4 月～10 月の累計は 241 件（前年度 4 月～10 月は 354 件）で前年の 68.1% の水準であった。

##### ② トラブルの受付状況

- ・ 苦情申出に紛争仲介直接申出を加算した件数（日商協に解決を委ねられたトラブルの件数）は 3 件[苦情申出 2 件+紛争仲介直接申出 1 件]（前年同月 1 件）であり、未取引の苦情はなかった。
- ・ 申出事由の内訳は 3 件全てが「不当勧誘類型」であり、「不当勧誘類型」の内訳は「断定的判断の提供」に関するものが 2 件、「説明義務違反」に関するものが 1 件であった。
- ・ 平成 26 年度 4 月～10 月の累計は 19 件（前年度 4 月～10 月は 31 件）で前年の 61.3% の水準であった。

##### ③ 苦情の受付状況

- ・ 苦情申出は 2 件（前年同月 1 件）であった。
- ・ 平成 26 年度 4 月～10 月の累計は 16 件（前年度 4 月～10 月は 23 件）で前年の 69.6% の水準であった。

##### ④ 紛争仲介の受付状況

- ・ 紛争仲介申出は 2 件（前年同月 3 件）であった。
- ・ 平成 26 年度 4 月～10 月の累計は 11 件（前年度 4 月～10 月は 16 件）で前年の 68.8% の水準であった。

(2) 10月の問い合わせ・苦情等受付状況(件数)

トラブルの申出事由別状況

申出事由	25年度		26年度	
	件数	比率%	件数	比率%
不動産類型	27	62.8%	14	78.9%
一任売買類型	1	2.3%	1	5.3%
贈与売買類型	3	7.0%	3	10.5%
仕切回生類型	7	16.3%	7	5.3%
取違返類型	2	4.7%	2	-
連絡不備類型	3	-	3	-
その他	43	100.0%	20	100.0%
合計	43	100.0%	20	100.0%

※ 数字は苦情と紛争件を併せての合計である。  
 ※ 「申出事由分類」の分類は、受付段階において申出人の主張した事由による。

不当勧誘型の具体的な内容

不当勧誘型 的具体内容	25年度		26年度	
	件数	比率%	件数	比率%
不招請勧誘	6	22.2%	5	33.3%
執拗な勧誘	2	7.4%	-	-
迷惑電話	12	44.4%	5	33.3%
断交判断の提供	4	14.8%	-	-
適合性取組違反	2	7.4%	2	13.3%
説明義務違反	1	3.7%	2	13.2%
取組の適正	1	3.7%	1	6.7%
その他	27	100.0%	15	100.0%

※ 「具体的内容」の分類は、受付段階において申出人の主張した事由による。

トラブルの状況

	25年度		26年度	
	件数	うち経験者	件数	うち経験者
4月	8	4	3	1
5月	8	1	4	2
6月	6	2	2	2
7月	3	2	1	0
8月	3	0	3	0
9月	2	0	0	0
10月	1	0	0	0
11月	5	2	2	0
12月	2	0	0	0
1月	1	0	0	0
2月	2	1	0	0
3月	2	1	0	0
合計	43	14	5	7

※ 「件数」の数字は、苦情と紛争件を併せての合計である。  
 ※ 「うち経験者」の数字は、今回のトラブルの前に商品デリバティブ取引の経験のある者に係る件数である。

問い合わせ受付状況

	25年度				26年度			
	問い合わせ		その他		問い合わせ		その他	
	現会員等	元会員等	現会員等	元会員等	国内商品	外国商品	店頭商品	元会員等
4月	86	(7)	4	24	9	2	5	4
5月	55	(6)	7	13	10	1	5	5
6月	50	(4)	6	16	23	2	4	3
7月	40	(2)	4	13	16	0	1	0
8月	55	(6)	3	8	23	0	0	1
9月	28	(3)	1	9	18	0	2	4
10月	40	(3)	5	13	24	0	1	5
11月	39	(4)	3	10	-	-	-	1
12月	38	(3)	2	14	-	-	-	2
1月	42	(3)	5	8	-	-	-	5
2月	43	(2)	7	11	-	-	-	7
3月	56	(5)	2	14	-	-	-	2
合計	570	(48)	360	52	112	5	18	30
4月～10月	354	(31)	220	33	112	5	18	30

※ 上記問い合わせの( )内の数字は消費センター等から紹介された件数である。  
 ※ 上記問い合わせの「現会員等」は集計時点の会員等で名称が判明した件数である。  
 ※ 上記問い合わせの「元会員等」は委託業務停止等ですでに会員等でない社で名称が判明した件数である。  
 ※ 上記問い合わせの「うち海外先物等」には、店頭、ロンドンまがいが取引等が含まれるが、いずれも会員外の取引を集計している。

苦情・紛争件受付状況

	25年度				26年度			
	苦情		紛争件		苦情		紛争件	
	(A)	(B)	(C)	(D)	(C)	(D)	(C)+(D)	
4月	5	4	3	8	3	0	0	3
5月	6	2	4	6	4	0	0	4
6月	5	1	1	6	1	0	0	2
7月	3	1	3	3	3	0	0	3
8月	2	0	0	2	0	0	0	0
9月	1	2	2	3	2	0	0	2
10月	3	0	2	3	2	0	0	4
11月	4	1	1	5	2	0	0	1
12月	0	2	2	2	-	-	-	-
1月	0	1	1	2	-	-	-	-
2月	0	3	2	2	-	-	-	-
3月	1	1	2	2	-	-	-	-
合計	28	15	43	16	15	0	0	3
4月～10月	23	8	31	16	11	0	0	3

紛争の処理状況

紛争件 申出件数	紛争件 総数	あっせん又は調停の別		処理結果	
		あっせん	調停	解決	取下げ/打ち切り
11	10	5	0	2	3
		0	0	0	11

※ 本会の紛争件は、その手続内容により、「あっせん」又は「調停」のいずれかに集計される。



## 4. 登録外務員数の推移

平成21年度まで

単位：人

	前年度末外務員数	新規登録者数	登録更新者数	登録抹消者数	当年度末外務員数
平成15年度	14,773	5,619	2,487	5,498	14,894
平成16年度	14,894	4,872	2,473	5,155	14,611
平成17年度	14,611	4,271	729	6,827	12,055
平成18年度	12,055	2,695	545	5,072	9,678
平成19年度	9,678	1,668	457	4,420	6,926
平成20年度	6,926	980	287	3,105	4,801
平成21年度	4,801	715	887	2,005	3,511

平成22-25年度

単位：人

	前年度末外務員数			新規登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当年度末外務員数		
	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者
平成22年度	3,511	3,511	0	314	301	0	603	603	0	1,024	1,024	0	2,801	2,788	0
平成23年度	2,801	2,788	0	28,208	388	308	218	218	0	1,932	767	36	29,077	2,409	272
平成24年度	29,077	2,409	272	4,173	403	51	173	173	0	2,637	471	129	30,613	2,314	194
平成25年度	30,613	2,314	194	3,306	388	20	193	191	0	2,802	410	33	31,117	2,308	181

※ 平成23年1月1日に商品先物取引法が施行されたことにより、従来の国内商品市場取引に加え、外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引を行う事業者が会員となったため、統計の連続性を考慮して国内商品市場取引を行う会員の外務員数を内訳表記した。

平成26年度

単位：人

	前月末外務員数			新規登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当月末外務員数		
	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者
4月	31,117	2,308	181	159	8	1	6	6	0	330	58	2	30,946	2,258	180
5月	30,946	2,258	180	385	180	0	16	16	0	208	27	1	31,123	2,411	179
6月	31,123	2,411	179	247	25	31	10	10	0	123	33	4	31,247	2,403	206
7月	31,247	2,403	206	210	8	0	61	61	0	210	27	3	31,247	2,384	203
8月	31,247	2,384	203	200	14	2	4	4	0	125	22	2	31,322	2,376	203
9月	31,322	2,376	203	242	20	0	5	5	0	140	60	9	31,424	2,336	194
10月	31,424	2,336	194	125	26	3	34	34	0	246	47	3	31,303	2,315	194
11月															
12月															
1月															
2月															
3月															

※ 「うち国内商品市場」の外務員数については、既に会員であって国内商品市場取引に業務を拡大、或いは国内商品市場取引から撤退することがあるため、新規登録者数と登録抹消者数との差異が当月末外務員数と整合しない場合もあります。

## 5. 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧

※平成 26 年 10 月 31 日現在

(単位：社)

外務員数	会員数	うち国内商品市場を行う会員数
10,000 名以上	1	0
5,000 名以上 10,000 名未満	2	0
1,000 名以上 5,000 名未満	1	0
500 名以上 1,000 名未満	0	0
450 名以上 500 名未満	0	0
400 名以上 450 名未満	0	0
350 名以上 400 名未満	1	1
300 名以上 350 名未満	0	0
250 名以上 300 名未満	1	1
200 名以上 250 名未満	1	0
150 名以上 200 名未満	0	0
100 名以上 150 名未満	8	8
50 名以上 100 名未満	7	5
25 名以上 50 名未満	8	7
10 名以上 25 名未満	10	6
10 名未満	10	3
合 計	50	31
外務員総数(名)	31,109	2,315

注) 登録外務員数 1,000 名以上の 4 社はいずれも銀行である。

銀行関係 (5 社) の外務員数は 28,531 名であり、全体の 91.7%となっている。

## 6. 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧

※平成 26 年 10 月 31 日現在

(単位：社)

10 名以上	1 (178 名)
10 名未満	3
合 計	4
外務員総数(名)	194

## 7. 国内商品市場取引に関する統計・資料等について（リンク先）

国内商品市場取引に関する統計・資料などの情報につきましては、次の商品取引所及び関係団体のホームページをご覧ください。

### (1) 相場情報、ヒストリカルデータ

[株式会社東京商品取引所](http://www.tocom.or.jp/jp/)（「相場情報」または「ヒストリカルデータ」） <http://www.tocom.or.jp/jp/>  
[大阪堂島商品取引所](http://www.ode.or.jp/)（「相場情報」） <http://www.ode.or.jp/>

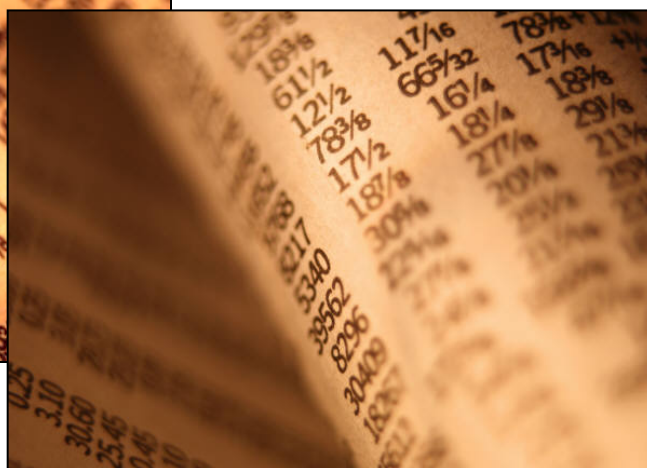
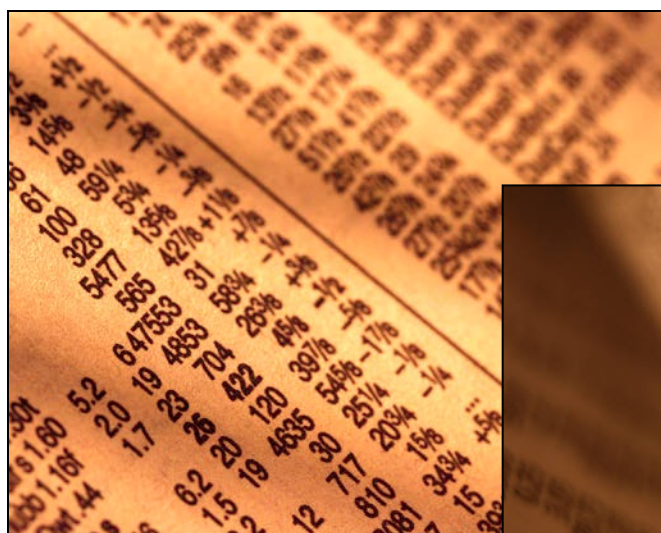
### (2) 統計データ

日本商品先物振興協会 [業界統計データ](http://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html) <http://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html>  
株式会社日本商品清算機構 [統計資料等](http://jcch.sakura.ne.jp/b/b08.html)（出来高速報等） <http://jcch.sakura.ne.jp/b/b08.html>  
日本商品委託者保護基金 [委託者資産保全措置の状況](http://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm) <http://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm>

### (3) （一般向け）先物取引、オプション取引の解説

商品先物市場の基本的な事項、概要等に関する紹介サイト

株式会社東京商品取引所（[先物・オプション入門](http://www.tocom.or.jp/jp/nyumon/index.html#websemi)） <http://www.tocom.or.jp/jp/nyumon/index.html#websemi>  
大阪堂島商品取引所（「[商品先物取引ガイド](http://www.ode.or.jp/)」） <http://www.ode.or.jp/>  
日本商品先物振興協会（[取引をなさる方へ](http://www.jcfia.gr.jp/index.html#1)） <http://www.jcfia.gr.jp/index.html#1>  
"（[産業界の皆様へ](http://www.jcfia.gr.jp/index.html#6)） <http://www.jcfia.gr.jp/index.html#6>





## 日本商品先物取引協会

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町9-4

☎ 03-3664-4731

URL <https://www.nisshokyo.or.jp>